

議案第157号

さいたま市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

さいたま市特定非営利活動促進法施行条例（平成23年さいたま市条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設立の認証申請) 第2条 [略] 2 法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める書面は、次に掲げるとおりとする。 (1) 当該役員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合にあつては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し（複写したものを含む。） (2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあつては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面（複写したものを含む。） 3～5 [略] <u>（特定非営利活動法人等が行う電子情報処理組織による申請等）</u> 第14条 第2条第1項に規定する者又は特定非営利活動法人が、 <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）</u> 第6条第1項の規定により、規則で定める電子情報処理組	(設立の認証申請) 第2条 [略] 2 法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める書面は、次に掲げるとおりとする。 (1) 当該役員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合にあつては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し (2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあつては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面 3～5 [略]

織を使用する方法により市長に申請等を行う場合においては、規則で定める方法により行わなければならない。

(市長が行う電磁的記録による縦覧等)

第15条 法第74条の規定により読み替えて適用される情報通信技術活用法第8条第1項の規定により、電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧又は閲覧を行う場合においては、規則で定める方法により行うものとする。

第16条 [略]

第17条 [略]

第18条 [略]

第19条 [略]

(市長が行う電磁的記録による縦覧等)

第14条 法第74条の規定により読み替えて適用される情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平成14年法律第151号) 第8条第1項の規定により、法第10条第2項 (法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。) の規定による書面等の縦覧又は法第30条及び第56条 (法第62条において準用する場合を含む。) の規定による書面等の閲覧に代えて行うこれらの書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧又は閲覧は、規則で定める方法により行うものとする。

第15条 [略]

第16条 [略]

第17条 [略]

第18条 [略]

## 附 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。